

長野市農業委員会 第 32 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 9 月 30 日 (金)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 30 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 善財 良治 2 番 池田 昌子 3 番 青木 保
4 番 曾根 信一 5 番 田中 章一 6 番 岡村 豊
7 番 鈴木 洋一 8 番 青木 明夫 9 番 小林 清男
10 番 村田千代春 11 番 佐藤 太吉 12 番 小滝 愛子
13 番 北村 守 14 番 中島 清 15 番 林部 安壽
16 番 羽田 悟 17 番 中澤 澄夫 18 番 関 正和
19 番 吉原 俊夫 20 番 松田 光平 21 番 酒井 昌之
22 番 塚田 厚 23 番 和田 修 24 番 北原 幸平
25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 本藤 孝行 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明 係 長 大前 健 係 長 曾根 明美
主 査 駒村貴久美
農業政策課
主 事 山田 実咲
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第 290 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 291 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 292 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について
議案第 293 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第 294 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画 (案) の意見聴取について
議案第 295 号 非農地決定について
報告第 125 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 126 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 296 号 県内他市町村視察研修について
議案第 297 号 第 7 回長野県農業委員会大会について
報告第 127 号 第 19 期体制に係る委員の応募状況について

曾根会長代理 定刻前ですが、全員お集まりですのでこれから総会を開会させていただきます。

今日来る中で、種籾の地帯があるのですが、ちょうど通ったら、あと今日と明日、コンバインでやればほぼ終了というような順調な作業がされておりました。今日の農業新聞、皆さんもご拝読かと思いますが、米価の買い入れ価格が 10 パーセントアップということで、やはり肥料の高騰でなかなか厳しいという内容で載っておりました。

さて、第 32 回総会にご出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根ですが本日の進行を務めさせていただきます。通常でありましたら委員の皆さんに唱和していただくところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、私が委員会憲章を読み上げますので、委員の皆さんは着座のまま黙読をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ただ今から、第 32 回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は在任委員 25 名中 25 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 皆さん、こんにちは。非常に農作業お忙しいこの時期に、今日の総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。2 カ月間にわたり皆様方に農地パトロール、いわゆる農地の利用状況調査を隅から隅までしていただきまして、ありがとうございます。暑い中、さらに中には荒廃地の背の高さ以上の草のある中を、皆さまがたがそれぞれ一筆一筆、調べていただいたかと思います。私も、私の地域を必死に回ったんですけども、残念ながら、やはり昨年よりも増えてるというのが、肌で感じた実感でございます。ますます深刻になってるなというふうに感じました。いずれにしても、パトロールだけが目的ではございません。これから事務局で全部精査し、さらに再度いわゆる A 2 等についてはあらためて、どういう状況なのかということによって皆さんがたに再調査をしていただくということになろうと思いますけども、引き続きフォローをよろしくお願いいたします。

それから、台風 14 号ですよね。9 月 16 日、日本を直撃しました。気象庁の予報ですと、伊勢湾台風並みだと話がありました。この中にもおられると思いますけど、伊勢湾台風は、私、経験しているんです。小学校の多分 5 年生かな。私の集落でも

5軒の家が倒壊しましたし、目の前に抱きつくようなカラマツの木が胴中からぼきぼき折れるというような台風でした。当然その当時、紅玉等々の貴重なリンゴが全て落ちて、さらに根っこから全部、根こそぎ抜けちゃったというような状況でした。あれ並みの台風が来るという予報でございましたんで、腹は覚悟してました。これで、私はもう、贈答用のリンゴは全てアウトだなということで、その晩は正直、一睡もできず、やっちゃいけないと言われましたけども、1時間に1回、畑へ行ってリンゴ落ちてないかどうか全部チェックさせてもらいました。おかげさんで、行くたびにやべえなと思いながらも見たんだけど、全然、落ちてない。これ、どうなってんだということで、明け方になっていろいろと調べてみたら、どうも日本の列島に近過ぎて、台風が発達しなかったということで、思った以上に風がなかったということで、胸をなでおろしました。残念ながら、県の松川町ですね。新わい化の、新しい垣根方式のリンゴ栽培でございますけれども、風が少し来ると一気に、外線を昔は全部単線で、1.6ミリのワイヤでつっていただけなんですけども、多分その状況でやられたんで、ワイヤが切れたんじゃないかと思います。私どもは、今は一般的にはより線でやっています。大体1.6ミリのワイヤの7本よりの線で外周を全部留めてるということで、一応、風害対策については今回は非常に良かったと。なので、ほっといたしました。次の晩、ゆっくり寝させていただきました。そんな状況で、本当に守る神様もいるんだなっていうことだけ感じました。

次に、今日、皆さんがたにお配りしてると思いますが、久々に長野市議会に呼ばれました。たまたまある党の議員さんから、農業委員会の採決のシステムについてお問い合わせがありましたので、私どもの基準に基づいて手続きを踏んでますよという答弁をさせていただきました。ここに、鈴木委員さん、それから、松田委員さんもおられますけども、たまには出ても、緊張するからいいなと感じた次第でございます。

今日、『農地のつぶやき』にいくつか書いてますけども、昨日、実は飯山市において、長野県の19市の農業委員会の会長と事務局長さんの合同会議、行いました。その席上、県農業会義の伊藤専務理事のほうから、いわゆる経基法の改正による農地利用等の最適化、目標地図についての今の進捗状況について、経過をお話していただきました。ここにはまだ概要しか書いてなくて、また、あらためてちゃんとご説明をさせていただきますけども、いずれにいたしましても、農業委員会が中心になって地域において、それぞれ地域計画を作るというのは、これはマ

ストだということです。そんなことで、人・農地プランでいろいろやろうということで、もう一回、始めましたけども、残念ながらコロナでほとんどが実際には動いてないという状況でございますので、来期 19 期の農業委員さんを中心に、この地域計画の具体的なアクションを起こしてもらおうようになると思います。ただ、そうは言いましても、われわれ 18 期で人・農地プラン、ある程度、枠組みなり、それから一定の議論をした内容については、きちっと 19 期につなげていただくことはわれわれの大事な責務でございますので、その辺についてはよろしく願いいたします。詳細については、あらためて後日、また事務局のほうから、含めて、この辺のお話もあろうかというふうに思います。

もう一点は、非常に言いにくいんですけども、松田委員、鈴木委員さんもここにおられるんですけども、市議会で農林業振興対策特別委員会がなくなったというお話を聞きました。えっ？っていうのが正直な話です。正直、今年になってから特別委員会との定例的な意見交換をさせていただいてました。農業委員会でいろいろと出た課題について、やはり何だかんだ言っても、それを具現化し認めてもらうのが議会ですから、議会の先生がたに少しでも多く、この情報を提案させていただこうということで継続してやってきたんですけど、この特別委員会がなくなったということで、この次の常任委員会に向かってお願いする方向を変えなきゃいけないなと思います。いずれにしても、私自身はあらためて、またそれぞれ会派の責任者の皆さまがたに復活してくれと、こんな大事な農業について常に議論しないような役所は何事だというのが正直、私の気持ちです。そんなことで、これを私たちの民意で選ばれた議員の皆さんがたのご判断だと思いますけども、私としてはそんな気持ちでこの結果を見ているということだけ、皆さんがたにお話をしたいというふうに思います。

今日、それぞれ農地法、それから、経基法含めて、いくつかの議題を準備させていただいておりますので、効率よく、なおかつ慎重にご検討いただきながら審議を進めていただければありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。以上で私の冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

曾根会長代理

青木会長、ありがとうございました。続きまして、本藤事務局長よりご挨拶をお願いします。

本藤事務局長

事務局の本藤です。よろしく願いいたします。会長とお話、ちょっと重複しますが、9月28日に9月定例市議会が閉

会いたしましたので、議会の動向について報告させていただきます。最初に本会議において、阿部孝二議員から農業委員会に対して質問がございました。質問及び会長の答弁要旨につきましては、本日、お手元に配布いたしました資料のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。また、補正予算の関係でございますけど、農林部関係では、調査会で農業政策課の担当から説明がありました、キノコ栽培者の燃料費を市独自で支援するための支援事業として800万円、また、凍霜害対策として有効な防霜ファンの設置支援事業といたしまして710万円、また、融雪及び5月から8月豪雨により被災した農林道・水路・農地等の復旧といたしまして1億3,755万円、また、農林施設復旧費に対しましては、9,350万円の補正予算の議決をいただいたところでございます。また、先ほど会長からお話ありましたが、平成25年9月に設置されました農林業振興対策特別委員会につきましては、廃止が決定したところでございます。これに代わるわけではございませんけど、今後、少子高齢化・人口減少の進む中、持続可能な水道事業経営に向けてまして広域化を検討するための、水道事業広域化調査研究特別委員会が設置されたところでございます。なお、経済文教委員会及び令和3年度の決算特別委員会経済分科会が開催され、出席いたしましたけど、農業委員会に対する質問・要望等はございませんでした。私からは以上でございます。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号17番 中澤澄夫委員、議席番号18番 関正和委員をお願いいたします。よろしくをお願いします。議事に入る前に、確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議案案件の中に、当事者または関係者となっている方がございましたら、お申し出ください。

【該当者なし】

議長 特にありませんね。なしと認めます。それでは、次に議案の訂正等の報告を事務局からお願いします。

熊井主幹 事務局、熊井です。よろしくお願ひいたします。初めに資料

の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りいたしました資料及び皆さまに事前にお届けをして本日、ご持参いただいております資料につきましては、別紙の総会資料一覧表確認用のおとりでございます。ご確認をいただければと思います。また、議案の訂正につきましては、1点でございます。別紙の訂正票をご覧いただきたいと思います。農地法等議案本冊の3ページ、番号4番でございます。議案第291号の農地法第5条関係でございます。申請の取り下げがございましたので、削除をお願いいたします。以上でございます。

議 長 本日は、農地法に関わる法人参入の案件が2件ございます。最初に聞き取りの調査を行います。事務局より、議案及び審議の流れについて説明をお願いいたします。

熊井主幹 それでは、農家創設法人参入案件につきましてご説明を申し上げます。説明は座ったままで失礼をいたします。本件は、法人の農家創設となりますので、次第にはございませんが、法人の関係者からの事情聴取を事前に行うものでございます。まず別冊の1、第293号 農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画の決定について、19ページ6番の●●合同会社でございます。次、同議案38ページの53番及び議案第294号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見聴取について、75ページの1番、株式会社●●でございます。2法人はいずれも農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものでございます。既に地区調査会に出席をしていただきまして、営農計画等の説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会においても営農計画等の説明をお聞きするという事で、お越しをいただいております。

ここで、審議の流れについて説明をいたします。まず、関係地区調査会長から調査結果等の報告をお願いします。その後、外で待機されている法人の関係者が入室し、営農計画等の説明をしていただきます。質疑応答後に法人関係者に退席をしていただきながら、通常の審議を行いたいと思います。審議の流れにつきましては以上でございます。

議 長 ただ今、事務局から議案と審議の流れにつきまして、説明がありました。それでは、初めに西部地区調査会長から、株式会社●●の営農計画についての調査結果等の説明をお願いいたします。資料は経基法議案別冊の1の議案第293号38ページの53、議案第294号の75ページ1番及び別冊2の営農計画等の関係資料になります。それでは岡村西部地区調査会長、お願

いします。

岡村地区調査会長 それでは、ご報告をさせていただきたいと思います。先般、西部の部会の際に●●から来ていただきまして、ご説明を頂戴いたしました。その結果、特別、気になることだとか、支障がないというか問題がないということで判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 それでは早速ですけども、法人、●●様の入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

議 長 どうぞお座りください。早速ですけど、●●様、本日は長野市農業委員会にご来場いただきまして、ありがとうございます。お忙しい中非常に恐縮でございます。それでは早速、始めたいと思います。まず、自己紹介を聞いた後、株式会社●●様の営農計画等についてのご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

法人担当者 どうも初めまして、皆さん。本日は貴重なお時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。私が株式会社●●の代表取締役の●●です。隣が取締役の●●です。

法人担当者 よろしくをお願いいたします。

法人担当者 それから、親会社の副社長の●●です。

法人担当者 よろしく申し上げます。

法人担当者 本日は、この3名でご説明のほうをさせていただきます。早速ですけども、お手元の資料に沿って概略のほうを説明させていただきます。

営農計画書の1、営農の概要をご覧ください。まず、(1)農業を行う理由ですけども、弊社は環境事業を営む●●株式会社のグループ会社として、2019年から戸隠で約7,200㎡の観光庭園の管理・運營業務を行っております。この中で培った観賞用の花の植栽や希少植物の保全等の経験を生かしつつ、事業分野の裾野を広げるために農業事業へ参入したいと考えております。営農に当たりましては、自然の循環サイクルを活用した土づくりのために、馬ふん堆肥を使用して化学肥料の使用を控えて、負荷の少ない環境と調和した農業を推進してまいりたいと考えております。これは環境問題のない社会の実現に向け、より良い環境の創出を目指すという当グループの基本方針に沿うものであります。

当初事業として計画してる自社栽培ファームの加工品販売は、戸隠の豊かな自然環境の中で生育したハーブ製品を提供することで、食を通じた健康の維持、ヘルスケアサポートの充実を目指すものです。香りや味が濃いハーブの栽培と加工方法の

研究により品質を向上させ、徐々に生産規模の拡大を図ってまいりたいと考えております。また、将来的には観光農園や農業体験企業研修施設の運営等、農業を軸とした新たなサービスを創出し、グループ一体となって将来を見据えた環境課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。(2) 生産する作物ですけれども、カモミールとレモングラス、オレンジミント、その他にレモンバーム、ラベンダーを予定しております。(3) 営農方針は、戸隠高原で有機肥料・低農薬による香りや味の濃い高品質なハーブを栽培し、ハーブティーやハーバルバス、入浴剤等へ加工することで、商品価値の高い製品作りを目指します。(4) 販売方法については、記載のとおりグループ会社への販売を中心に実績を積んで、販路の拡大を目指してまいりたいと思います。(5) 将来の目標については、まず戸隠で栽培したハーブを原材料としたハーブ製品を販売する、農業を中心としたいいわゆる6次産業の事業スキームを構築・確立したいと考えております。法人による継続的な農業事業を推進していくために、●●グループの一員として働く社員を採用して、就農者の増加や若返りを図りつつ、安心・安全な食の提供など将来を見据えた食や農に関わる課題の解決に貢献してまいりたいと考えております。

2、農業労働力については記載のとおりです。次のページに移りまして、3、経営内容についてご説明いたします。作物作付面積・生産量は記載のとおりで、作付面積は公簿面積ではなく、実際に作付けを予定している面積です。販売量の欄に記載してあります6,000個の商品製造に必要なハーブについては、予定の生産量で十分確保できる見込みです。製造予定の製品について簡単にご説明させていただきますと、こちらがハーブティーの商品見本となります。中に8個、8包って言うんですかね、ティーパックを入れた形で、こうした化粧箱に入れての販売というのをハーブティー、考えております。それから、こちらがハーバルバスの商品見本になりまして、1個ずつ個包装して、こういった化粧箱等に入れて提供するというようなものを今、考えております。また、製品の加工については、その一部を株式会社●●様に委託する予定です。初年度となる2023年の販売金額は260万円をもくろんでおり、販売先は親会社の●●株式会社を予定しております。ただ今、ご覧いただいたこちら以外にも、これですね。こちらのペットボトル入りのハーブティーっていうのを実は●●ブレンドで製作したという実績もありまして、今後こちらのほうも、例えば、ハーブティーの原材料を栽培して、そちらを商品化できるようになれば、売り

上げは 500 万円を超える見通しとなっております。

次のページに移りまして、営農技術などの習得方法についてご説明します。まず、(1) これまでの経験・習得状況ですけれども、先ほど弊社が 2019 年から 3 年間、戸隠の約 7,200 m²の観光庭園で、花の植栽や樹木の管理等を行ってきたと申しましたけれども、実は庭園内の約 2,200 m²、こちらがハーブガーデンになっておりまして、そこでカモミール、レモングラス、ラベンダー、ミント類など約 20 種類のハーブを育ててきた経験があります。そのため、戸隠におけるこれらのハーブの生育状況や植生は把握できておりまして、基本的な栽培技術や経験というのは相応に習得しているものと考えております。また、(2) 協力者の有無及びその経験等については、弊社役員の 1 名は予定農地の現耕作者で約 20 年の営農経験があります。当該役員は年齢の関係で農地の継承を模索していた経緯があり、弊社で営農を行うに当たり、栽培及び耕作全般の指導を担当していただく予定です。

なお、資料に記載はここまでですけれども、本計画提出後の追記事項について補足させていただきます。ハーブ製品の品質を安定させるために、ハーブごとに異なる乾燥条件や加工方法について、現在、●●の食品技術部門に相談して乾燥試験を進めており、今年中には終了する予定です。また、植栽経験がない品種を栽培するとかということも考えられますので、そういう場合には必要に応じて県の野菜花き試験場に相談し、栽培技術の向上に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。これから今の説明に基づきまして、私ども農業委員のほうからご質問等させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

法人担当者 はい。

議 長 まず私のほうから、営農技術、それから収穫方法等については、既に実績があるという理解でいいわけですね？

法人担当者 はい。

議 長 これに記載されている内容からすると、基本的な栽培、技術、それぞれの特性だとか、防除だとかいろいろ含めて技術はすでに。あと、連作だとかそんなことも含めて全部、習得しておられるということでもいいですね？

法人担当者 連作でよろしいですか。

議 長 連作障害なんかあるんですか。

法人担当者 連作障害については、これまでやってきた中では確認できておりませんが、その辺については一応そういうことも考えられ

るので、毎年、同じ所に作るのではなくて、ずらすというのは検討していきたいと考えております。

議 長 あと、冬季間ですよ。冬季、冬。戸隠ですと当然、積雪があって、冬の間それぞれの雇用されているメンバーについては、どのような考えを。

法人担当者 冬の間は、基本的には企画業務、こういった商品を考えて、次にどういう商品ができるかっていうようなことをやっておりますので、そちらは冬の間をやったりとか、いろんな事務的なこととかそういうのは冬場にやって、企画もやっておいて、春になったら、4月から11月の間、戸隠のほうで栽培してというふうな形を考えております。

議 長 その他いかがでしょうか。

曾根会長代理 1点。

議 長 どうぞ。

曾根会長代理 通路の除草対策、草の対策で、多分、かなり多くの草が出てくると思うんですが、どんな対策を行っているか聞かせていただけますか。

法人担当者 除草対策ということでよろしいですか。

曾根会長代理 はい。

法人担当者 基本的に通路、結構、皆さん、刈り取ると思うんでご存じだと思いますが、草、生えますので、そこのところは畝の間隔を、耕せる幅というんですかね、開けておいて、そこは草が出たら耕うんすることで草を抑えるという形でやっていこうと考えております。

曾根会長代理 分かりました。

議 長 他、いかがですか。

松田委員 いいですか。

議 長 松田委員。

松田委員 総務省が、ローカル 10,000 プロジェクトというのを企画しているのですが、その件はご存じでしょうか。

法人担当者 いえ。申し訳・・・。

松田委員 新規事業として取り組まれるそういう中山間地域、特にそうなんですが、就農あるいは人材を雇用する雇用促進、そして地域の活性化ということを目指して、産業と、それから行政と一緒にしてお金を出していこうというものなんです。恐らく長野市でも今度いろいろなところに適用させていかれると思うんですが、これ、肝なところは金融機関から融資が受けられるっていうことが条件なんです、融資ができるっていうことは企業としては安全だよというお墨付きをいただいているということなので、行政もお金を出しやすいということなんで、総

務省がこれから力を入れてやっていこうっていうプロジェクトでもありまして、長野市もそれに積極的に取り組んでいくのではないかと思うんですが、そういったところにご興味はありますか。あるいは、今後、それに適用させていただくような取り組みになっていかないんでしょうかということをご質問したいんですが。

法人担当者 すいません。これに関しましては親会社である●●のほうから、●●のほうから答えさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 長 どうぞ。

法人担当者 実は私、前任、金融機関でございます。多分、松田委員さんもよくご存じだと思って、そういうご質問をいただいんだと思うんですけど。これにつきましては、今の段階ではまだ私どもの場合、そこまで、これ、拡大できるかどうかっていうのは、まさにこれからの問題というふうに考えております。それから、できれば今、おっしゃったような形で耕作地の問題、就農っていうか農業を携わっていただく方の問題、それから、周辺のかたがたとの協力関係、こういったものにつきましては、まさにこれからと。ですから、本当に私どもとすれば、今、戸隠の中では、この事業を始めるのは新参者でございます。ですから、皆さんに、ぜひまたご指導をいただいて教えていただきながら、そういうものをまず定着する。それから、拡大していく。それで今、委員さんもおっしゃるように、そういったところに協力をいただきながら広げさせていただければ、本当にありがたいなと思っております。ぜひ皆さんにまた、ご指導いただきたい部分だと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

松田委員 やはり新規事業じゃないといけないんで、その辺りも初期段階にしっかりと検討していただければと思います。以上です。

法人担当者 承知しました。

議長 長 今回、利用権設定される農地に関しては、現在だいぶ作られてて、新しく植え付けはされるんですか。その辺、どうですか。

法人担当者 今度、新しく植え付けてスタートしていくというような形のものになります。現在は、野菜等が作られていたりとかっていう形で使われている畑であります。

議長 長 いずれにしても、調査会で細かい議論をされてると思いますので、他はよろしいですかね。

【異議なし】

議長 長 ありがとうございます。以上でもってインタビューを終わりたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございます

法人担当者 た。
ありがとうございます。よろしくお願いします。失礼します。

【法人担当者退室】

議長 お疲れさまでした。ただ今の案件につきましては、議案第 293 号で、後で審議を行います。

続きまして、南部地区調査会長から、●●合同会社の営農計画等について、調査結果等の説明をお願いいたします。資料は経基法等議案の別冊 1 の議案第 293 号、19 ページ 6 番及び別冊 3 の営農計画等の関係資料になります。南部調査会長、よろしくお願いします。

村田地区調査会長 南部調査会の村田です。●●合同会社さんの農家創設ということで、ちょっとその理由をお話します。代表者の方が東京在住でいらしてるそうです。多分今日はお見えいただくということなので、お見えいただいているのだと思いますが、前回、調査会のときには代表者の方がお見えいただけなくて、実際、作業をしている女性の方なのですが、●●さんと●●さんというお二人の方が調査会にはお見えいただきました。営農計画の説明とかそういうふうなものはちょっと聞いてないので、私どものほうからの質問に答えますと、そんな感じでした。資料もありましたし、いろいろお聞きしたりする中で大体の概要はわかりましたので、ちょっとだけお話をさせていただくのですが。

従来、この代表者になれる方のお父さんの●●さんが、長年ブドウを中心に農業を営んでいましたが、高齢に伴い農作業が難しくなり、雇用していたスタッフ 2 名を中心に事業を続けることになり、長女である●●さんが代表者となって今回法人化しました。代表者の●●さんは東京在住で月に数回、長野に来て経営全般のこととか、あるいは経理的なことをやっていたということのようです。常時、作業する人はここにいますとおおり、3 名いまして、お見えいただいた●●さん、●●さんは、それぞれ 7 年と 5 年とはいえ、もう既に経験をされています。このお二人が中心のようです、実際の作業は。それと、常時パートの方が 1 名いるということで、3 名で実際に作業をしているということです。繁忙期には当然パートの方を数名雇用するというお話はありました。現在もそうなのですが、女性の働く場をつくり、働きやすい、働きがいのある職場をつくりたいというふうなことで、全員が女性の方なんです。しかも、主婦の方のようです。このお二人の方は今、●●歳、●●歳、若い方なんです、だから小さい子どもさんがいたりするんですが、例えば、SS 等で消毒とかもお二人でやっているようで

す。実際の言葉なんです、事務的なことよりも農作業が楽しいんだというふうなお話をされておりました。

私も代表者の方のお話を聞くのは初めてなんです、今まで既に作業の経験等も、もう5年、7年とありますので、実際の作業っていいですか、毎日の農作業自体は問題なく進むのかなというふうに思います。ただ、代表者の方が離れているので、その辺だけどうなのかなってちょっと思いました。調査会としては問題ないかなと判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、法人担当者の方にお話をお聞きしたいと思います。●●合同会社の関係者の入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

議 長 どうぞお座りください。

法人担当者 よろしくお願ひします。

議 長 こんにちは。私、長野市農業委員会の青木と申します。本日、進行を賜っておりますので、よろしくお願ひします。

法人担当者 よろしくお願ひします。

議 長 どうぞ、気楽に。

法人担当者 ありがとうございます。

議 長 お願いいたします。それでは、まず御社の自己紹介及び●●合同会社様の営農計画等についてのご説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

法人担当者 よろしくお願ひいたします。●●合同会社の代表の●●と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。弊社は、私の父が篠ノ井東福寺でずっと長年ブドウの農家をやってきました。右にいます●●さんと●●さん、2人のスタッフは父の下でずっとお仕事をやってきたメンバーです。今、父は●●歳で高齢化してきて、この農地をどうするかという話になったときに、2人がブドウを作ってやっていきたいという気持ちもあるという話がありまして、どういう形態でやろうかなという話になったときに、お二人に任せるといふ形もあつたんですけども、私が東京で別に暮らしてはるんですけども、私、中小企業診断士で経営管理などをやっていますので、私の知恵をちょっと貸すということで、法人化をしていくのがいいんじゃないかなってということで、現場の農作業に関しては、このお二人に任せて、私のほうは経営管理というかバックオフィスのほうをやっていくということで、経理ですとか労務ですとか、その他いろいろな手続きのほうを私がやるという担当でやっています。

作っていますのは、主にブドウです。シャインマスカットとかナガノパープルになります。巨峰、クイーンニーナというも

のを扱っています。生産計画を立てて、JAさんの協力を得ながら標準的な技術で生産を行っています。今はブドウをメインにやっているんですけども、やはりそれだけだと閑散期がどうしてもありますので、今後の方針としてはユウカリですとか菌床シイタケなどで、冬の時期などにも生産が上がるような作物に少し手を広げていきたいなと思っています。

常時、雇用している、作業をしているのはこの2人プラス、パートの社員が1人います。それ以外に、今もそうなんですけれども、数名の方にアルバイトとして1日数時間、来ていただく形で、今も出荷作業をやっていただいているという状況になっています。販売先は主にJAの卸と、それから、Aコープでの産直コーナーへの出荷、それから、直接販売として以前から直接お取引があった個人のお客さまですとか、あるいは最近ですと、昨年からは始めたんですけど、インターネットの販売なども手掛けていまして、大体その割合というのが40、30、30パーセントぐらいになるのかなというふうに思っています。今は農地とかいろいろな機械類っていうのは全て父の所有のままにしてありまして、それを借りるという形で作業を行っています。昨年、売上金額に関しては約500万円の売り上げが上がっておりますので、これは徐々に拡大をしていって、やっぱり一つの目標である1,000万円のところを目指していきたいなというふうに思っています。あとは、数字、いろいろ言いましたけれども、一番大きいのがシャインマスカットで、これが一番面積としては広がっています。今、大体お話をしたかなと思います。このような形でよろしいでしょうか。

議 長 はい。いったん、ここで話を聞かせていただきます。ただ今、ご説明を●●リーダーさんからありましたけれども、皆さんのほうからご質問等々ありましたら、お願いいたします。まず、私のほうからよろしいでしょうか。いきなりで恐縮ですけども、●●さん、●●さん、今年の出来はどうですか。要は、非常にブドウの裂果だとか、つるが伸びが悪いだとか、結構ブドウづくりは相当、悩んだんですけども、●●さんのところはどうか。

法人担当者 今年はナガノパープルは天候が不順だったのもあって、粒が割れてしまったりっていうのは少し出てきました。ただ、シャインマスカットのほうは、逆に今までで一番いいぐらいの出来にはなっています。

議 長 ありがとうございます。そうすると、経営内容で、一応シャインマスカットとパープル、クイーンニーナといろいろ書いているんですけども、この数字っていうのは、そういった今まで

の栽培実績・出荷実績等々を踏まえての数字という理解でよろしいですか。

法人担当者

はい。

議長

このぐらいは十分にいけるであろうと。

法人担当者

はい。そう思っています。ナガノパープルに関しては、そろそろもう出荷が終わってくるのですけれども、やっぱり先ほども言いましたけど、今年、ちょっと出来が悪くて、去年に比べると3割減ぐらいになってしまうかなと思うんですけども、その分シャインマスカットに今、期待をしてるところです。

議長

長

●●さんが管理部門で、●●さんと●●さんが製造部門という理解でよろしいですかね。

法人担当者

そうですね。

議長

長

●●さんは月1回ぐらいで十分なんですか。

法人担当者

そうですね。月1回から2回ぐらい帰ってるのと同時に、例えば、Aコープさんの産直に出してるものっていうのは、今日、幾つ、幾らで売れたかっていうデータが全部、飛んでくるように今、なってますので、そこら辺で、今、どのぐらいの売り上げなってるかっていうのは管理、チェックしています。

議長

長

責任者に判断を仰がなきゃいけないときに、●●さんや●●●さんが判断がとれるようなことになってるんですか。

法人担当者

そうですね。常にメールと電話は連絡が取れるようになっていきますので、それで結構、夜中にメールしたりとかもしながら仕事してます。

議長

長

業務管理も、きちんとできると。

法人担当者

そうですね。やってると思います。例えば、勤怠管理、勤務の時間などの管理も、アプリケーションなんかを入れながら皆さんに記録して取ってもらっているという状況なので、それを日々、私のほうでもチェックしているという状態です。

議長

長

現在30アールですね。

法人担当者

はい。

議長

長

これから、どんどん増やしていく？

法人担当者

そうですね。まだ手続きは済んでいないのですけれども、実際、借りている所もありますので、それをさらに。まだ十分、全ての畑に全てが植わっているわけではないので、そこも広げていきたいなと思っています。

議長

長

これは全てお父さんの農地を法人化したという理解でいいのですか。

法人担当者

そうですね。今回は父の所の農地を、全て法人のほうに借りているという形になっています。

議 長 私どもとしては可能な限り、篠ノ井東福寺の近郊の空いてる所をどんどんやっていただければありがたいというのが本音ですけど。

法人担当者 そうですね。技術承継をしてくれないといけないのかなと、見えていて思います。

議 長 ぜひ希望を懸けて成長してあげてほしい。

法人担当者 ありがとうございます。

議 長 他、皆さんがた、どうですか。

北村地区調査会長 じゃあ。

議 長 どうぞ。北村委員。

北村地区調査会長 ●●さんに。経験はどのくらい？

法人担当者 一応、●●さんのところに入って7年目です、今年。

北村地区調査会長 7年。●●さんは？

法人担当者 私は5年目です。

北村地区調査会長 分かりました。一つだけお聞きします。結局、お父さまの●●さんと一緒にやられたんですか。

法人担当者 はい。

北村地区調査会長 実質3人で。

法人担当者 はい。

北村地区調査会長 お父さんの指示で、今までやってきましたよね。今度は組織の形態として合同会社をやられて、そこに社員となって立場はもう全然、変わりますけども、このことについては十分ご理解されて、これのほうがいいっていうか、先々、考えるのは自分たちで責任を持ってやるということがいいというお考えで、理解されてるということでしょうか。

法人担当者 はい。もともと●●さんから教えてもらってたときから、私たちがやっていく気満々で教わっていたので。今年も、●●さんは畑に一回も出てこられる状態じゃなかったんで、自分たちで全部やりました。去年も、●●さんが来たのも、休憩時間ちょっと顔を出す程度だったので、実質、去年からは私たち2人で全部、作業に関しては考えてやって、あと、技術員の先生の指導を何回も受けて仕事をしている現状です。

北村地区調査会長 ブドウは奥が深いですけども頑張ってください。

法人担当者 はい。すごく楽しくて、私たちもずっと続けたいと思って情熱をささげてやっています。

北村地区調査会長 いいですね。

議 長 明るい話題をありがとうございます。北村さん、いいですか。

北村地区調査会長 結構です。

議 長 岡村委員、どうぞ。

岡村地区調査会長 愚問ですみませんが。これ、剪定なんかもやられてるわけで

法人担当者 岡村地区調査会長 法人担当者 岡村地区調査会長 法人担当者 岡村地区調査会長

すか。

はい。全てやっています。

全て。

全てやっています。

オールマイティーで？

作業は。全部やっています。

それじゃあ失礼なんですけど、あれですか。雇用されているってことで。

法人担当者 岡村地区調査会長

そうですね。雇用です。

それじゃ、これから 30 から 50 にし、50 から 100 にして頑張っていたらと本当にありがたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

法人担当者 議 曾根会長代理 議 曾根会長代理

はい。

他にいかがですか。

ちょっと。

曾根委員。

経営的な面で言っておきたいんですが、2人の方の年間雇用ってことでやってて、その販売金額に対しての所得率ってのはどのくらいですか。

法人担当者 曾根会長代理 法人担当者

人件費率ですか。

あと、いろんな費用ありますよね。そういったものを含めて。

私のほうも去年からずっと経理を始めているのですが、も、やってみるとなかなか黒字化が難しい事業だというのは思っています。去年は500万円ぐらいの売り上げに対して、利益を厳密に計算していくと10万円ぐらいだったんですね。私のお給料は全然ないという形で、全部、人件費として出しているのですが、そのくらいだったので、やっぱり規模をちょっと大きくしていくのと同時に、人件費に関してはしっかり払っていきたいと思ってるので、そこで厚い利益をとるつもりは全然ないんですけども、いろいろやっぱり削減というか、合理的にしてかないといけないなというのは思っています。

曾根会長代理 議

ありがとうございました。

●●社長のモットーが、女性の働きやすい職場を理想とするというような、経営のトップの考え方ですね。

法人担当者

そうですね。これは私が思い付いたわけではなくて、実際、本当に私がこの事業の中に入っていかどうかとか、法人化するかどうかというのをお二人といろいろ話をしたときに、農業って普通の企業の中にパートで行くよりも、例えば、子育てをしながら働きやすいっていう話がリアルに出てきたのを聞いて、それであれば女性の人たちを、ちょっと言い方がどうか

はあれですけども戦力化していく。いろんな働き方をさせていただける機会とかきっかけをつくれるのではないかなということも思って、今、うちでお願いしているパートさんはみんな女性なんですね。ですので、その人たちに少しでも還元していきたいなっていうつもりでいます。

議 池 田 委 員 長

分かりました。はい、池田委員さん。

私もブドウを専門にやっているのですけれども、うちは5反6畝でやっているんですけど、この面積からして2人かかって、その他にパートさんもやってっていえば、本当に収入にはなっていない状態だなと思って見させてもらってるんですけども、私もおじいちゃんとおばあちゃんがやってたのをお手伝いから任されて、それで、おじいちゃんとおばあちゃんたちは3人で2反6畝ぐらいのをやって、それじゃあ、全然、収入としてやってけないんですよ。だから、全部それを一人でやったんです。そして、どんどん面積を増やして。そうすると、今度、雇用が必要っていうことでやってきてるので、早急に面積を増やしていただいて。これ、個人のあれじゃなくて法人化で会社ですので、ボランティアでやっている話ではないので、やっぱり収益も上げてかなきゃ会社として成り立っていかないですので、そこら辺が考えどこじゃないかなと思って見させていただきました。

法 人 担 当 者
池 田 委 員
法 人 担 当 者
議 長
曾 根 会 長 代 理
議 長
曾 根 会 長 代 理

ありがとうございます。

頑張ってやっていただきたいと思います。

ありがとうございます。

よろしいですか。

もう一つだけ最後に。

曾根委員。

今日もニュースで農作業の事故のことがちょっと話題になってたので、●●さんがSSの運転やること、草刈り機もやるって話、聞いたもんで、前、調査会でも言ったんですけど、何しろ無理しないで事故のないように頑張ってください。

法 人 担 当 者
議 長

はい。ありがとうございます。

他に質問がなければ、以上で●●合同会社様の聞き取り調査を終わりにしたいと思います。それでは、頑張ってください。

法 人 担 当 者

ありがとうございました。

【法人担当者退室】

議 長

それでは、議事に入ります。農地法に関わる事項について審議を行います。議案第290号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹　それでは、議案第 290 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明を申し上げます。第 32 回総会農地法等議案本冊の 1 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 2 ページの 7 番までの 7 件でございます。内容は所有権移転案件が 6 件、使用貸借権設定案件が 1 件となります。2 ページの 6 番は空き家に付随する特定農地として、令和 4 年 8 月 31 日の総会で指定したものでございます。申請案件の内容につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　本議案は長野市農業委員会規則第 3 条第 8 項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。各調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から、1 番、お願いいたします。

関　地区調査会長　北部調査会の関です。ナンバー 1 の 1 件について、地域との調和要件等、支障を生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議　　長　　西部地区調査会長から 2 番、お願いします。
岡村地区調査会長　この案件は珍しくフキを作るという、こういうことですが、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。

議　　長　　中部地区調査会長から 3 番、お願いいたします。
北村地区調査会長　3 番ですけども、兄弟間の使用貸借ということでありまして、許可条件に適合しており、問題なしと判断をいたしました。以上です。

議　　長　　南部地区調査会長から 4 番から 6 番、お願いいたします。
村田地区調査会長　南部地区調査会、村田です。4 番、5 番は調査会で検討した結果、許可要件に適合しておりますので問題ないということです。6 番は今、お話がありましたとおり、空き家に付随する特定農地、これも問題ないと思います。以上です。

議　　長　　東部地区調査会長から 7 番、お願いします。
北村地区調査会長　東部地区の北村と申します。7 番につきましては所有権移転ということでありまして、●●さんという方が亡くなられて、その土地を、小さな面積なんですけど、●●さんが購入するってことであります。面積が狭いってことで、自家用野菜を作るといって、お宅もある程度、近いということなので、購入させていただいたということでもあります。調査会で検討した結

果、許可条件に適合しており、特に問題がないということで判断しました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特にありませんか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第290号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしましたので、議案第290号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第291号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第291号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。3ページをご覧くださいと思います。番号1番から、5ページの10番までの9件でございます。1番は、貸駐車場を設置する転用案件です。備考欄に農振除外と記載のとおり、令和4年7月26日付で農業振興地域整備計画の変更があったものでございます。2番は、現場事務所及び駐車場を設置する一時転用案件で、許可の日から令和6年6月23日までとしております。3番は、工事事務所駐車場及び喫煙所を設置する一時転用案件で、令和4年11月1日から令和7年5月31日までとしております。5番は、農家住宅を建築する転用案件です。6番は、農業後継者の別棟住宅を建築する転用案件でございます。7番は、駐車場を設置する転用案件です。8番は、資材置き場を設置する転用案件です。9番は、資材置き場及び駐車場を設置する一時転用案件で、許可の日から令和5年3月31日までとしております。10番は、資材置き場、駐車場及び休憩施設を設置する転用案件です。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、立地基準等許可要件に照らし、特に問題がないと判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

なお、先月、総会で許可すべきものと言っていたが、県に申達してありました農地法第4条の2件の案件につきまして、2件とも許可となっております。また、同じく県に申達してありました農地法第5条の10件の案件につきましては、9件は許可済みとなっております。残る開発許可の必要な1件につきましては、許可書はまだ届いておりませんが別段の指摘

がないことから、近々、許可となる見込みでございます。以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から1番、それと2番、お願いいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。ナンバー1、2の2件について。これは、その周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 　西部地区調査会長から、3番、それから5番、お願いいたします。

岡村地区調査会長 　3番と5番でございますけども、許可条件に適合しており、原案どおり問題ないと判断をさせていただきました。以上です。

議 長 　中部地区調査会長から、6番から9番、お願いします。

北村地区調査会長 　中部地区、6番から9番までの4件でありまして、まず6番は農業後継者別棟住宅ということで、実家の隣に新しく家を造り、見守りと、それから、母親の農地を維持していきたいということみたいです。7番は、そこにありますように、●●という、最近テレビでコマーシャルをしておりますけども、キャンピングカーの製造などをしておりますが、受注量がコロナ前の2倍に増えておりまして、駐車場が足りなくなったということですよ。8番も同様に、そこにありますように、●●というところなんですけど、事業拡大がありまして、新品の建材を置く場所を確保したいということです。9番は、そこにありますように●●ってところなんですけど、長野市との契約による舗装工事ということで一時転用ということになりまして、いずれも周辺の周辺農地の営農条件に支障がないと判断いたしまして、調査委員会では許可相当というふうに考えました。以上です。

議 長 　南部地区調査会長から、10番についてお願いいたします。

村田地区調査会長 　南部地区調査会、村田です。10番ですが、申請者の規模拡大に伴い、電柱等の資材を置くための資材置き場、それから、駐車場を設けるとということなんですけど、塩崎の交差点のちょうど角の角地で、周りには特に農地っていうか畑はなくて、隣接のお宅があるんですけど、そのお宅の承諾は得ているということでした。検討した結果、問題ないと判断をいたしました。以上です。

議 長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

- 【質疑なし】
- 議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 291 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員、賛成が確認できましたので、議案第 291 号は許可相当と決定いたしました。
- 続きまして、議案第 292 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。
- 熊 井 主 幹 議案第 292 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について、ご説明申し上げます。7 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番の 1 件ですが、この 1 件につきましては、長野市空き家バンクに登録された空き家に付随した特定農地の指定でございます。指定する農地は、長野市鬼無里日影字西京●●の 3 筆で、地目は田。面積につきましては、709 m²です。通常、鬼無里地区につきましては下限面積は 10 アールですので、709 m²では所有権移転はできませんが、空き家とともに取得する場合には、農家創設をすることなく、1 アール以上、10 アール未満で取得することができます。また、この農地は、長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る別段の面積に関する要綱の基準を満たしておりますので、空き家に付随した農地の指定について、決定いただくものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。西部地区調査会長から、よろしくお願いいたします。
- 岡村地区調査会長 この物件につきましては、調査会で検討いたしました結果、別に特段、問題がないと判断をさせていただきました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にいいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 292 号は特定農地の基準を満たすものとして、原案のとおり、空き家に付随する特定農地として指定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認できましたので、議案第 292 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 293 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題といたします。農業政策課より、議案の説明をお願いします。

農業政策課 山田 農業政策課、山田と申します。議案第 293 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明を申し上げます。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないこととされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、1、長野市基本構想に適合すること。2、農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。3、利用権を設定する土地について、権利関係者の同意を得ていること。4、下限面積について、であり、以上の要件を満たすことを確認しております。

それでは、お手元の議案、別冊 1 の 2 ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のとおりで、総件数は 200 件。総面積は 180,423.99 m²でございます。ページを戻りまして 1 ページをご覧ください。賃貸借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計については先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は 77 名、利用権を設定する方は 133 名となっております。以上につきまして、ご決定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 長 それでは、審議に入らせていただきます。まず、1 の所有権移転関係につきましては、順次、各地区調査会長からご報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ、単独の採決を行います。次に、利用権設定関係ですが、2 から 5 の賃借権及び使用貸借権については一括して報告いただきます。なお、6 の農地中間管理事業（賃借権）及び 7 の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、法律改正により機構配分も一括して行うこととなっております、農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものですから、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行った上で、一括採決を行う方法で進めさせていただきたいと思っております。なお、別紙 1 の案件につきましては、農家創設案件ですので、この後の議案第 294 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてを審議した後、農家創設に

ついて審議から採決までを単独で行いたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長 それでは初めに、1の所有権移転関係の1番から32番について、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。まず、北部地区調査会長から、1番から13番までお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。北部地区調査会では、原案のとおりでよいと判断をいたしました。以上です。

議 長 西部地区調査会長から、14番から15番お願いします。
岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。許可条件に適合しており、原案どおりで問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 南部地区調査会長から、16番から17番お願いします。
村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。16番、17番の所有権移転は、いずれも下限面積等の要件を満たしており、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 東部地区調査会長から、18番から32番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村と申します。18番から32番までの件であります。渡す方については亡くなられた方とか、農地の近所に住んでない方とか、そういうような関係で所有権移転したいということで、受ける方についても一生懸命やっていた方が受けたということでもあります。調査会で検討した中で、原案どおり決定することには特に問題はないということで判断させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課さんの説明及び、ただ今の地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑がございませんので、所有権移転関係について採決を行います。所有権移転関係について原案のとおり、決定をすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認いたしました。
それでは、続いて2から5の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましては、6年未満の賃借権が4件、10年以上の賃借権が5件、使用貸借権が9件です。初めに、北部地区調査会長から検討結果をお願いします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。北部地区調査会では原案のとおり
 でよいと判断いたしました。以上です。

議 長 西部地区調査会長からお願いします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。原案どおり問題ないと判断をさせて
 いただきました。以上でございます。

議 長 中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区は、原案どおりで採決をして問題ないという判断
 をしました。

議 長 南部地区調査会長、お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。調査会で検討した結果、要件を
 満たしており、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 東部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。6年未満の4番、あと、10年以上の3
 から5なんです、農家創設の関連が入っておりまして、●●
 歳ということで年配の方なんです、一生懸命やっていきたい
 ということをお聞かせいただきまして、調査会で検討した中
 では、原案どおり決定することで特に問題ないということで判断
 しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。先ほどの
 農業政策課さんの説明並びに地区調査会の報告について、発
 言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 そういうわけで質疑はありませんので、利用権設定関係につ
 いて採決を行います。別紙1、別紙1というのは農家創設の案
 件ですね。この案件を除く利用権設定関係について、原案のと
 おり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。別紙1の農家創設案件以外の案件
 につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第294号 農地中間管理事業の推進に関する
 法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の
 意見聴取についてを議題といたします。農業政策課より説明を
 求めます。

農 業 政 策 課 農業政策課、山田です。議案第294号 農地中間管理事業の推
 山 田 進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計
 画(案)の意見聴取について、ご説明をいたします。農用地利
 用配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律
 第19条第3項において、市町村は、必要があると認めるときは
 農業委員会の意見を聞くものとする規定されており、農家創
 設及び市外在住の担い手の場合これに該当し、意見聴取をお願

いするものです。それでは、別冊1の74ページをご覧ください。今回、権利の設定を受ける人は2名で、賃貸借で5,480㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。75ページをご覧ください。番号1の株式会社●●はハーブの栽培で、戸隠地区において農家創設をする法人になります。番号2の株式会社●●は、若穂保科地区において野菜全般の栽培をする市外在住の法人になります。説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議をお願いします。

議 長 ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、地区調査会長から検討結果、意見等の報告をお願いいたします。初めに、西部地区調査会長から1番についてお願いします。

岡村地区調査会長 許可条件に適合しており、原案のとおり問題ないと判断をさせていただきます。以上でございます。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から2番、お願いいたします。北村地区調査会長 東部地区の北村です。この会社は菅平が主ですが、冬以外でもできるという場所を考えたということでもあります。調査会で検討した結果、特に問題ないということ判断させていただきました。

議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特にいいですかね。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第294号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第294号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、ただ今の決定を受けまして、先ほど保留となっております議案第293号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての1、別紙1の農家創設案件について、発言のある方は挙手お願いいたします。いいですかね。特に農家創設の案件。個人が東部地区で2件、それから今の法人の件、含めて。いいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見や質問等がございませんので、採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。従いまして、議案第293号につきましては、全て原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 295 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹

議題第 295 号 非農地決定についてご説明申し上げます。農地法等議案本冊の 9 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 29 ページの 441 番まででございます。非農地決定でございますが、農地利用状況調査で山林・原野と判断された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、その時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映されます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。29 ページに面積の集計を載せてございますが、今月ご決定いただくものは、山林が 149 筆で面積は 59,946.38 m²、原野が 292 筆で面積は 121,660.39 m²、合計で 441 筆、181,606.77 m²でございます。多くは本年 7 月に対象者、七二会地区、戸隠地区、若穂地区に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから、まとめて申請があったものでございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議

長

ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手でお願いいたします。いいね。

【質疑なし】

議

長

ないようでございますので、採決を行います。議案第 295 号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

ありがとうございました。全員の方の賛成を確認できました。よって、議案第 295 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 125 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、及び報告第 126 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹

報告第 125 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、ご報告申し上げます。31 ページをご覧くださいと思います。番号 29 番から 33 ページ 37 番までの 9 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっており、4 条の転用届となります。自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受

理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 126 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてご報告申し上げます。35 ページをご覧くださいとさせていただきます。番号 84 番から 39 ページの 99 番までの 16 件です。同じく市街化区域内の届け出ですが、5 条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の 2 件につきまして、ご説明いたしました。よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から、報告第 125 号及び第 126 号について説明がありました。発言のある方は、挙手をお願いいたします。ありませんかね。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようでございます。報告案件でございますので、ご了解をいただくようお願いをいたします。以上で、農地法関連の議事については終了いたしました。議案、まだ残っております。もう 3 時になりますので、ちょっとフレッシュな空気を吸っていただくということで、暫時、休憩をいたします。この時計で 3 時 10 分、再開をいたしますので、ごゆっくりお休みください。

【休 憩】

議 長 　定刻になりました。ただ今から議事を再開いたします。ここからは、その他、農業委員会業務に係る件について審議を行います。議案第 296 号 県内他市町村視察研修について議題といたします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

駒 村 主 査 　事務局の駒村です。私から令和 4 年度県内他市町村視察研修について説明させていただきます。資料のほうはこちら、資料ナンバー 1 - 1 というものをご覧ください。説明は着座にて失礼いたします。

まず、視察目的ですが、県内において農地利用の最適化を進めている先進事例を実際に見て学び、今後の参考にするものになります。期日につきましては 11 月 8 日、日帰りでの実施となります。参加対象者は農業委員、農地利用最適化推進員の 27 名で、地区調査会ごとの内訳はご覧のとおりになります。移動手段は市の中型バス 2 台を予定しています。今後の予定ですが、この 9 月総会で視察先を決定していただきましたら、10 月の地区調査会で参加者を選出していただき、10 月 8 日に実施するというスケジュールになります。今回、視察先の候補として提案

させていただくのは、令和元年に視察研修を計画したものの、台風の被害が甚大だったことから中止とした小諸市農業委員会、上田市農業委員会、シャトー・メルシャン椀子ワイナリーになります。

視察内容については、この資料の裏面のほうをご覧ください。まず、小諸市農業委員会では委員会活動の概要、特に農地利用最適化の推進の取り組みについて伺います。上田市農業委員会では、遊休農地を解消し設立したシャトー・メルシャン椀子ワイナリーとの関わりと、農地集積集約化の取り組みについて伺います。シャトー・メルシャン椀子ワイナリーは、遊休農地を解消してワイン用ブドウを栽培しています。ワイナリーでは、ブドウ栽培からワイン造りまで見学することができます。行程表は2枚目の資料1-2というものになります。現状では、8時半に市役所を出発し、4時15分に帰ってくるという流れで予定しています。乗車場所については、現在このような予定で考えています。以上になりますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議

長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、これより質疑に入ります。ただ今の説明に対し、ご発言のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。それぞれ参加者については調査会で選出いただいて、報告をしていただくということになってます。このメンバーでの他市町村研修視察は最後になりますね。特別、意見ございませんね。それでは、この案件について採決に入ります。議案第296号 県内他市町村視察研修については、事務局で作成した原案を承認することで決定したいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 ありがとうございます。全員賛成を確認しました。よって、議案第296号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第297号 第7回長野県農業委員会大会についてを議題といたします。それでは、事務局から本案件の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐

事務局の笠井です。よろしくお願ひいたします。議案第297号 第7回長野県農業委員会大会について、資料ナンバーの2をご覧ください。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

本件につきましては各調査会でご説明させていただきましたが、農業会議から事業計画の一部変更の連絡がございましたので、その変更点と併せて説明をし直させていただきたいと思ひます。まず、1の日時につきましては、令和4年11月16日

の水曜日です。時間が午前 12 時 30 分から午後 4 時頃までという
ことで、開始時間が 1 時間早くなりました。2 の場所につ
きましては、変更はございません。松本市の長野県松本文化会館
の大ホールでございます。3 の主催につきましては、農業会議
と県農業委員会協議会でございます。4 の参加対象者につ
きましては、県内全市町村の農業委員及び農地利用最適化推進員で
ございます。5 の大会の趣旨につきましては、こちらの変更が
ありましたが、記載のとおりでございます。6 の当委員会の出
席者につきましては、全員を対象としたいと思います。7 の交
通手段につきましては、バスを予定してございます。8 の出席
者の取りまとめにつきましては、来月 10 月地区調査会で確認
しますので、予定の確認をお願いいたします。9 番のその他で
ございますが、開催時間が 1 時間、早まりましたので、集合に
つきましては午前 10 時に集合しまして、途中で昼食を食べて
から現地入りをする予定でございます。説明は以上でございま
す。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から議案第 297 号 第 7 回長野県農業委員会
大会についての説明をいただきました。ただ今の説明に対し、
何かご発言のある方は挙手をしてお願いします。ご意見のある
方ございますか。

【質疑なし】

議 長 　特にないようでございますので、10 月の調査会で参加者の確
認をするということをお互いに確認いたしまして、特段、意見
ございませんのでこれより採決に入ります。議案第 297 号 第
7 回長野県農業委員会大会について、原案どおり賛成の方の挙
手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。よっ
て、議案第 297 号 第 7 回長野県農業大会については原案ど
おりといたします。

　続きまして、報告第 127 号 第 19 期体制に係る委員の応募状
況についてを議題といたします。それでは、事務局から本案件
の説明をお願いします。

笠井事務局長補佐 　報告第 127 号 第 19 期体制に係る委員の応募状況につ
きまして、資料ナンバーの 3 番をご覧ください。本件につきましても
地区調査会で説明しましたが、内容には変更がございません。
まず、左から 4 列目の農業委員の応募状況は、この列の一番下
にありますように、定数 25 名に対し 26 名の応募がありました。
そのため応募は締め切りまして、9 月 21 日に選考委員会を開
催しております。次に、推進委員ですけれども、農業委員の右

の列の一番下をご覧ください。定数 42 名に対して 44 名の応募がありました。しかし、担当区域で見ますと、二つの区域で定数に達しておりませんので、応募期間を 9 月 30 日まで継続してる状況です。報告は以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局から第 19 期体制に係る委員の応募状況についての説明をいただきました。この説明に対する皆さまがたのご意見、ご質問いかがでしょうか。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 　それでは、これは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思えます。

　以上で、予定をしておりました議事につきましては全て終了いたしましたけども、それ以外に議題として取り上げたいという内容がありましたら、挙手をし、ご発言をお願いします。いかがでしょうか。これで大丈夫ですか。それでは、ないようでありますので、本日の議事につきましては全て終了いたしました。ご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、司会を曾根代理に交代します。

曾根会長代理 　青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で、本日の議事は終了となりました。次に、8 のその他に移ります。事務局からお願いします。

駒村主査 　事務局の駒村です。私のほうからは、県外視察について説明をさせていただきます。お手元のほうにクリップ留めをした令和 4 年度県外視察研修という資料があるかと思えます。こちら、今回、研修に参加される委員の皆さまに配布をさせていただいております。欠席される委員の皆さまには農業委員会県外視察研修という冊子、こちらは研修のしおりになりますが、こちらを配布させていただいております。この研修のしおりには、視察先の資料等が入っておりますので、参考に配布をさせていただきました。

　それでは、説明させていただきますが、まず、クリップ留めの資料です。1 枚目になりますが、ご覧ください。期日は 10 月 5 日、6 日の 2 日間となります。出発時刻は市役所が 7 時半、グリーンホールミナミが 7 時 55 分、長野インターのバス停が 8 時 10 分となっております。それぞれ出発時間の 10 分前には集合していただきますよう、お願いします。視察先はこちらに記載の 4 カ所となります。参加者は農業委員 18 名と事務局 2 名の 20 名です。行程は農業委員会県外視察研修という冊子、この研修のしおりに記載がありますので、後ほどご覧いただければと思えます。また、このしおりにつきましては、当日もお持ちいただきますようお願いいたします。しおりとは別に資料の 2 枚

目に、右上にご家族用と記載がある行程表、こちらをご家族用にご用意させていただきました。こちらに緊急連絡先が載っておりますので、ご家族の方にお渡しいただければと思います。宿泊先は、資料1枚目に記載のとおりになっております。部屋の番号につきましては、当日お知らせをいたします。経費につきましては、市の旅費から全て充当させていただきます。持ち物につきましては、先ほどのしおりの他、各自、必要なものをお持ちいただければ結構です。名札、マスクの着用のほうをお願いします。

その他としまして、4点お願いがございます。1点目、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用にご協力をお願いします。また、風邪に似た症状がある場合は、参加を見合わせていただきますようお願いいたします。前日までのご連絡は事務局へ、当日はこちらに記載の連絡先のほうへお願いします。2点目、市役所へ駐車される方につきましては、第3駐車場、七瀬踏切の東側になりますけれどもこちらか、緑町の立体駐車場のほうへお願いします。3点目、バスの乗降場所であるセブン・イレブン長野インター店ですが、こちらには駐車することはできませんので、ご承知おきください。また10月5日の朝はセブン・イレブンではなくて、インターのバス停のほうですね、セブン・イレブンと道を挟んで向かい側になりますけれども、バス停で乗車していただくことになりましたので、よろしくをお願いします。4点目ですが、視察研修報告書を添付いたしました。こちらは、視察後の10月総会の際にご提出いただきますよう、お願いします。視察の際には、お持ちいただく必要はございません。

その他、ホチキス留めした資料、県外視察研修次第案というものになりますけれども、そちら、3カ所の視察先の次第と、2枚目に藤枝市農業委員会の研修テーマである、ふじえだゼロから農業エントリー制度の案内も配布させていただきました。こちら、参考資料になりますので、目を通していただきまして、当日はお持ちいただく必要はございません。

最後に、お食事について確認をさせていただきたいことがございます。1日目の夕食にウナギのお食事のほうを予定しているんですけども、ウナギが食べられない方や、その他、食べ物でアレルギーがご心配な方は、総会終了後、事務局にお声掛けいただきますようお願いいたします。説明は以上となります。よろしくをお願いします。

曾根会長代理 では、県外視察について説明があったわけですが、なにか分からないこと等、ありましたら。

塚田委員 ニュースでも静岡県が災害等で大変な思いをしているということで、今回この視察研修に行く先で、災害復旧でそんな所に行ってご迷惑であるかどうかという、そういう確認というのはされてらっしゃるんですか。

駒村主査 はい。研修の視察先にお見舞いのお電話と、視察の受け入れの状況のほうを確認させていただきました。いずれも来ていただいて大丈夫だというお返事はいただいております。

塚田委員 了解しました。

曾根会長代理 他に。10月に入りましたら、またすぐ視察あります。またよろしく願いいたします。他に事務局から。笠井さん、いいですか。

笠井事務局長補佐 はい。では、次回の予定等ご説明させていただきます。総会資料の次第をご覧ください。まず、表の一番下のところですけども、次回、第33回の総会は、令和4年10月31日の月曜日、午後1時30分から3時30分の予定で、会場につきましては今回と同じ、こちら203号室の会議室になります。続きまして、裏面をご確認ください。2番の地区調査会及び農家相談会につきましては、記載のとおりでございます。3番の今後の会議等日程一覧でございますが、2番のところ、長野市農政懇談会、10月17日の月曜日午後3時からを予定しております。会場はホテル国際21でございますので、よろしく願いいたします。4番の県内各市町村視察研修につきましては、先ほどの説明のとおり11月8日の火曜日を予定しております。5番目ですが、第33回の役員会は11月14日の月曜日。6番でございますが、先ほどの説明のとおり、第7回の長野県農業委員会大会は11月16日の水曜日を予定しております。第34回の総会につきましては、11月30日の水曜日を予定しておりますので、皆さま、ご予約のほど、よろしく願いいたします。もう一点、すいません。クールビズ、長野市のほうでは10月の末まで継続しております。ですので、来月の総会のときまでノーネクタイでも大丈夫ですので、またよろしく願いいたします。私のほうからのご報告は以上になります。

曾根会長代理 ありがとうございます。では、全体を通じて何か質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

北原委員 農政懇談会のときも、いいんですか。失礼じゃないですか。

笠井事務局長補佐 はい。ノーネクタイで大丈夫です。

北原委員 大丈夫ですか。

笠井事務局長補佐 はい。

曾根会長代理 他に。では、長時間にわたりまして、ありがとうございます。これで第32回の総会を終了とさせていただきます。

